

ト	戦国ロケット『流星』打上げ	祝・琵琶湖環状線開業 夢とロマンをのせて大空へ	1
ピ	お忘れなく！乳幼児医療費の助成申請	9月末までに支払った分は助成申請が必要	1
ッ	『人権のまちづくり条例』・『人権尊重都市宣言』を制定	来年1月1日から条例を施行	2
ク	来年度の保育園・幼稚園の入園募集	入園募集を前に説明会を開催	3
ス	消費生活相談コーナー	米原市と提携しているって本当？不審な電話にご注意を！	8



祝・琵琶湖環状線開業記念事業 戦国ロケット『流星』打上げ

県の無形民俗文化財に指定されている『流星』は、戦国時代から伝わるのろし
の一種で、石田三成が関ヶ原の合戦で佐和山城へ戦況を伝えるために使ったのが
起源といわれています。祭礼や祝いごとを機に、天高く打
上げられる『流星』。空から舞い降りる鮮やかな日傘は縁起
物として伝えられ、見物客は競ってこの傘を追いかけます。



日時：10月21日（土）14：00～16：00

会場：米原市入江・入江干拓内

（JR米原駅西口から徒歩15分）

お車で越しの方は免許センター駐車場（臨時）をご利用ください。

お問い合わせ：米原流星打上げ実行委員会

（米原商工会 ☎52-0632）



小学校入学までの乳幼児医療費助成

助成申請の手続きをお忘れなく！！

9月末までに支払った医療費の一部負担金についての助成申請

乳幼児医療制度の改正により、これまで医療機関の窓口で一旦お支払いいただいていた医療費の一部負担金等
は、10月1日から県内と県外の一部の医療機関で不要となりました。

9月末に、新しい『乳幼児福祉医療受給券（ピンク色のカード）』をお届けしています。
医療機関を受診する際は、この受給券の交付年月日をよく確認して窓口へ提示してくださ
い。（詳しくは『広報まいばら8/15号』をご覧ください。）

尚、9月末までに医療機関（県内・県外の一部）窓口でお支払いいただいた分の一部負
担金等について助成を受けるには、申請手続きが必要です。下記のものをご持参の上、医
療保険課（近江庁舎）または市役所各庁舎の自治振興課窓口で、忘れずに申請手続きをお
済ませください。

＜申請手続きに必要なもの＞

医療機関発行の領収書（氏名、診療期間、保険点数、領収日の記載されたもの）

通帳等振込み先口座のわかるもの

印鑑



お問い合わせ 市民部 医療保険課（近江庁舎） ☎ 52-6922 FAX 52-8730

『人権尊重のまちづくり条例』

『人権尊重都市宣言』を制定

― 条例は、2007(平成19)年1月1日から施行 ―

9月に開会された米原市議会第3回定例会において、『米原市人権尊重のまちづくり条例』および『米原市人権尊重都市宣言』が可決承認されました。

市では、すべての市民が心豊かに安心して暮らせるまちの実現を図り、自治基本条例の「まちづくりの基本原則」に即した人権尊重のまちづくりを推進するため、この条例と宣言の制定を目指してきました。この「米原市人権尊重のまちづくり条例」は、全9条で構成され、目的達成に向けた「市の責務」を定めるとともに、「市民の権利と役割」、「事業者等の役割」を明確にし、市民と事業者等、そして行政が協働によりその推進に取り組むこととしています。

条例の構成

米原市人権尊重の まちづくり条例

- 第1条 目的
- 第2条 市の責務
- 第3条 市民の権利と役割
- 第4条 事業者等の役割
- 第5条 人権文化の向上
- 第6条 推進体制の充実
- 第7条 調査の実施
- 第8条 審議会
- 第9条 委任

条例のポイント

条例の趣旨・目的

すべての市民の人権意識の高揚を図り、人権侵犯の被害者を擁護する取り組みをすすめる、社会に現存する様々な差別の解消とともに、すべての市民の基本的な人権が尊重される、人が輝く住みよい米原市の実現をめざしています。

市の責務

地域、学校、職場等において正しく充実した教育啓発活動を行うこと

もに、総合行政として福祉や健康、環境、産業、就労等あらゆる分野での人権尊重、人権擁護に関する取り組みを進めます。

さらに、こうした取り組みに市民の参加、参画および協働の機会を保障し、市民と一体となって人権のまちづくりを進めていくことを市の責務としています。

市民の権利と役割

すべての市民は、人として尊重されます。人権尊重のまちづくりは、自らの権利だけではなく他者の人権を尊重し、差別を憎み許さない市民としての自覚と不断の努力によって実現するものであり、市民の権利とともに市民の役割を明らかにしています。

(第3条)

事業者等の役割と市の支援

企業や自治会、各種団体等は、対外的な影響をもつ社会的存在であり、その責務として人権尊重のまちづくり施策に積極的に参加、参画し、自らも人権問題の解消に向けた取り組みに努めることを事業者等の役割として掲げています。また、市は事業者等と有機的な連携と協力を保ちつつ、事業者等の活動を積極的に支援します。

(第4条・第5条)

米原市人権尊重都市宣言

私たち米原市民は

人が人として幸せに生きるまちをつくります。

それは人権尊重のまちであり、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちです。

一、私たち一人ひとりはかけがえのない存在であり、自らの人権を自覚し、お互いの人権を大切にします。

一、私たちはふれあいの心を深め、子どもからお年寄りまですべての人が輝き、生きるよろこびに満ちたまちづくりに努めます。

一、私たちは子どもたちに大きな希望を持ち、子どもたちがすこやかに成長できる人権尊重のまちをつくります。

私たちは米原市を人権尊重都市とすることを宣言します。

平成
19年度

保育園・幼稚園の 入園募集にかかる説明会

幼保一元化による就学前保育の充実に向けて、7月から9月にかけて住民懇談会やパブリックコメントの募集を行いましたところ、市民の皆さんから多数のご意見をいただき、ありがとうございました。

市では寄せられたご意見を参考にしながらさらなる検討を重ね、将来の米原市を担う子どもたちのための就学前保育・教育のより一層の充実をめざし、幼保一元化の計画的な推進を図ってまいりたいと考えています。

つきましては、来年度の入園募集の時期を控え、平成19年度以降の計画等についての住民説明会と入園手続きについての保護者説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

1. 幼保一元化住民説明会

- 内容 ・保育内容の一元化って？
・子育て支援機能の強化とは？
・19年度以降の幼保一元化の進め方について

開催日	時間	会場
10月21日(土)	10:00～11:00	山東公民館 ホール
10月29日(日)	10:00～11:00 14:00～15:00	米原公民館 2階研修室 近江公民館 ときめきホール

2. 入園申込みに関する保護者説明会

- 内容 保育園および幼稚園の入園申し込みに関する手続きや方法等について

平成19年度に入園を希望される乳幼児の保護者の方はご出席ください。
保育園および幼稚園の申し込み書類は、11月6日(月)から配布しますが、会場でもお渡しします。

開催日	時間	会場
11月3日(金・祝)	10:00～11:00 13:30～14:30	米原市役所伊吹庁舎 2階会議室 米原市役所山東庁舎 別館2階会議室
11月4日(土)	10:00～11:00 13:30～14:30	近江地域福祉センターやすらぎハウス 米原地域福祉センターゆめホール

平成19年度入園募集受付期間

平成18年11月13日(月)～11月24日(金)

申込方法など詳しくは、広報まいばら11月1日号でお知らせします。

お問い合わせ 健康福祉部 次世代支援対策室(山東庁舎)

55-8104

FAX 55-4040

学校(園)の施設 敷地内を 全面禁煙に!!

平成19年1月1日スタート

平成14年12月に策定された「健康しが たばこ対策指針」や、平成15年5月から施行された「健康増進法」を受けて、学校(園)敷地内全面禁煙が全国に広がっています。

米原市でも子どもたちの健康管理や教育的影響を踏まえ、学校・幼稚園・保育園の敷地内全面禁煙を平成19年1月1日から(本年11月1日より試行)実施します。

禁煙化のねらい

健康教育推進の視点から
喫煙防止教育の
一層の充実を図る

皆様のご協力
をお願いします!!

受動喫煙の被害を防止し、
園児・児童・生徒の
健康を守る

子どもたちへの
教育的影響を考え
望ましい
モデルを示す

禁煙および公共施設での
禁煙化を学校・園から
家庭や地域に広げる

喫煙者の
健康リスクを減らす

お問い合わせ 教育委員会 学校教育課(山東庁舎)

55-8109

FAX 55-4040

市民が住みやすい街づくりの方針 『米原市都市計画マスタープラン』を策定します

『米原市都市計画マスタープラン』は、市が地域固有の自然、歴史、生活文化、産業など地域特性を踏まえながら、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用・都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針について定める計画で、平成19年度末の策定を目指しています。

また、この都市計画マスタープランは、市独自の創意工夫により策定でき、その具体的な内容や策定の方法などは、基本的に市町村の自主的な判断に委ねられています。

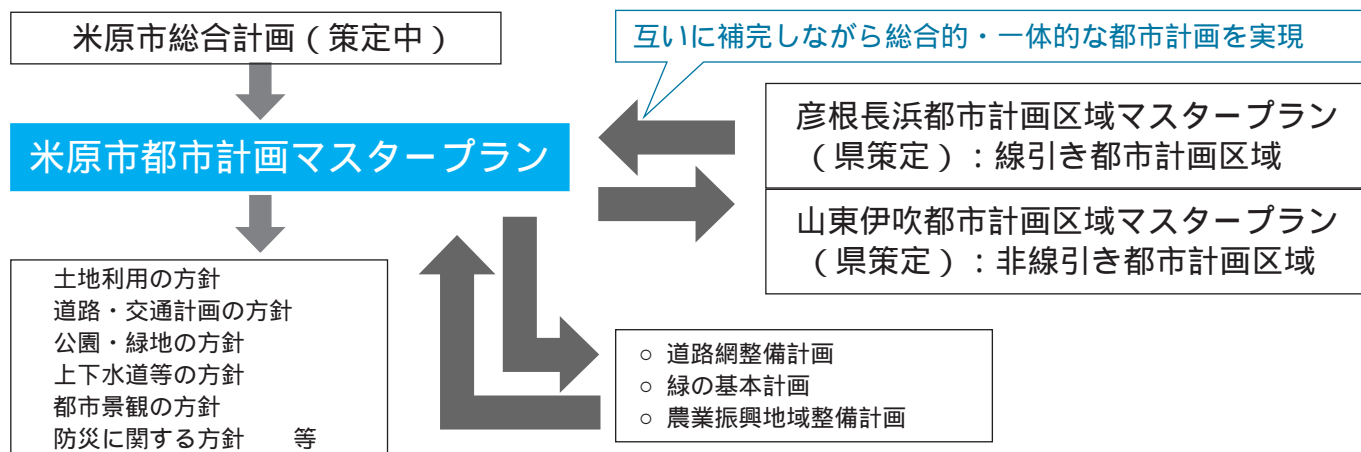
【都市計画マスタープランの役割】

目指すべき将来都市像、将来地域像を具体的に示します。
まちづくりに関わる総合的な施策推進の指針となります。
住民に分かりやすく示し、理解と参加を得るためのものです。

米原市では、この『米原市都市計画マスタープラン』を市全体を促えた計画《全体構想》と、地域ごとの計画《地域別構想》に分けて策定しようと考えています。また、『地域別構想』では、市全体を7つの地域に区分し、それぞれの地域における市民の皆さんの自由な意見を収集しながら、地域の特性を踏まえた「まちづくりプラン」を定めていくこととしており、市民と行政が協働でこのプラン作りを進め、その過程を通じてまちづくりへの意識を深めたいと考えています。

まちづくりの計画を決める都市計画マスタープラン

正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。
米原市都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある地方自治体・米原市が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。



土地利用の方針...適正な土地利用の推進、自然的土地利用・都市的土地利用の調整、活用などについての方針
道路・交通計画の方針...総合的な道路・交通基盤の整備、安全に暮らせる地域づくり、居住環境の充実などの方針
公園・緑地の方針...公園・緑地の整備、配置、推進などの方針

上下水道等の方針...上下水道等の整備についての方針
都市景観の方針...良好な都市景観の整備、推進などについての方針
防災に関する方針...危機管理の充実などについての方針

都市計画 マスタープランの 進め方

米原市都市計画マスタープランは、市全体の都市像を描く《全体構想》と、地域ごとの都市像を描く《地域別構想》に分けて策定していきます。
《地域別構想》では、市全体を7つの地域に区分し、それぞれの地域における特性を踏まえた「まちづくりプラン」を定めていきます。

年 月	地 域 別 構 想	全体構想
H18.10	地域カルテの作成（地域の現況・課題の整理） 米原地域 ・米原小学区 ・息郷小学区 ・醒井小学区 近江地域 ・坂田小学区 ・息長小学区 山東地域 伊吹地域 地元説明会（地域の現況・課題・アンケート配布）	
11		
12	アンケートとりまとめ（地元意向把握）	
H.19.1		
2	地元意向を踏まえた地域カルテの作成	総合計画 基本構想策定
3		
H19年度	地域別まちづくりプランの作成 地元説明会（まちづくりプラン素案説明・意見） パブリックコメント（市民意見募集） 米原市都市計画マスタープランの策定	都市の将来像 将来都市構造 の設定 都市計画の方針

お問い合わせ 都市整備部 都市計画課（近江庁舎） ☎ 52-6926 📠 52-8790

予告 パブリックコメント(市民意見)を募集します！

次の施策（案）について、市民の皆さんからのご意見や情報を募集します。

素案の名称	実施機関	担当課	連絡先
米原市 国民保護計画	11月1日(水) ～12月1日(金)	防災安全課	☎ 52-6630 FAX 52-6930 bousai@city.maibara.shiga.jp

素案の概要は「広報まいばら」11月1日号[10月27日(金)発行]でくわしくお知らせします。

素案の 閲覧方法と 市民意見の 提出方法

- 素案の閲覧場所
市役所各庁舎情報プラザ・各行政サービスセンター窓口・各市立図書館・市公式サイト（ホームページ）<http://www.city.maibara.shiga.jp>
- 意見の提出方法 閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメール
- 提出先 【郵便】〒521-8501 米原市下多良3-3 米原市役所パブリックコメント担当
【FAX・Eメール】上表の担当連絡先まで



障害者パソコン教室

パソコンを使っていてお困りのことはありませんか？ パソコンを“いち”から勉強したい。インターネットを学びたい。ワード・エクセルを使いこなせるようになりたい等、要望に合わせて指導します。

対象▶湖北地域在住の障害者の方
日時▶11月11日、25日、12月9日、16日、1月13日、27日、2月10日、24日、3月10日、24日
いずれも土曜日

午前コース（10時～12時）
午後コース（13時～15時）

定員▶各5名（定員になり次第締切）

会場▶滋賀県立文化産業交流会館内
IT体験プラザ

パソコンを持ち込んでの講座は行っておりません。ご了承ください。

※・※ 湖北地域障害者生活支援センター
ピットイン

☎ 0749 - 73 - 3916

☎ 0749 - 73 - 3920

Eメール pit-hug@mb8.seikyou.ne.jp

消費者問題出前講座

～老人クラブやスポーツサークルの集まりなどに～

消費生活に関するトラブルを未然に防ぐ方法とは...

高齢者やその周りの方々（介護ヘルパー、民生委員の皆さんなど）の集まりへ講師を派遣し、その方法を伝授します。

講師の派遣を希望されるグループは、下記によりお申し込みください。

申込受付期間▶

平成18年12月22日（金）まで（先着順）

講師派遣期間▶

平成19年1月31日（水）まで

受講人員▶1講座原則20人程度

申込方法▶市役所各市民自治センターにある「申込書」に記入のうえ、下記まで直接お申し込みください。

※・※（社）全国消費生活相談員協会事務局

☎ 03 - 3449 - 2749

（月～金 10:00～17:00）

☎ 03 - 3448 - 9830



催し

特別展 信長の城・秀吉の城

～織豊系城郭の成立と展開～

期間▶11月19日（日）まで

開館時間▶9時～17時

（ただし入館は16時30分まで）

主催▶滋賀県立安土城考古博物館

入館料▶大人860円 高大生610円

小中生400円

休館日▶月曜日

（月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日）

※ 滋賀県立安土城考古博物館

☎ 0748 - 46 - 2424

☎ 0748 - 46 - 6140

持続可能な 滋賀社会づくりフォーラム

2030年持続可能な滋賀～産業とくらしを支えるエネルギー、技術、システム～

地域の中で、環境と経済と社会とがともに進展する持続可能な社会づくりを考えてみませんか？

日時▶10月25日（水）14時～16時30分

場所▶滋賀県立文化産業交流会館

第1会議室

定員▶120人

定員を超えた場合は、受付できませんので、お早めにお申し込みください。

※・※ 滋賀県琵琶湖環境部水政課
琵琶湖環境政策室

☎ 077 - 528 - 3366

☎ 077 - 528 - 4833

琵琶湖環状線開業記念フェスタ

開業を祝って記念イベントを開催します。ジローラモさんの楽しいトークショーや米原市出身のシンガーソングライター真依子さんのミニコンサート、地域の“いいもの市”など盛りだくさん！ぜひお越し下さい。



パンツェッタ・
ジローラモさん



真依子さん

開催日時▶10月29日（日）9時30分～

開催場所▶JR木ノ本駅前 特設会場

※ 琵琶湖環状線促進期成同盟会事務局

☎ 65 - 6603 ☎ 65 - 6676



試験

平成18年度下水道排水設備 工事責任技術者試験

試験日▶平成19年2月8日（木）

試験会場▶大津プリンスホテル

大津市におの浜四丁目7番7号

受付期間▶11月1日（水）から

11月15日（水）9時～17時

土・日・祝日を除く

※・※ 市 下水道課

☎ 52 - 6924 ☎ 52 - 4858

日本下水道協会滋賀県支部事務局

（大津市建設部下水道管理課内）

☎ 077 - 528 - 2765

☎ 077 - 521 - 0429



相談



法的トラブルの総合案内窓口 『法テラス』が10月2日オープン

日本司法支援センター「法テラス」は法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国どこでも受けられるよう、全国に50カ所以上の事務所を置き、業務を開始しました。

法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればよいのかわからない、といったときは、法テラスコールセンターまでお気軽にお電話ください。

ーたとえばこんなトラブルー
友達に15万円貸したのですが、いくら催促しても返してもらえません。



年離れた両親の判断能力が衰えてしまって、預金等の管理が不安です。



訪問販売で高額な商品を買ってしまいました。なんとかならないでしょうか。



夜、家に帰る途中で強盗にあって怪我をしてしまいました。取られたお金や治療費を払ってもらえないのでしょうか。



法テラスコールセンター

一般相談 ☎ 0570 - 078374

犯罪被害者相談 ☎ 0570 - 079714

月～金：9:00～21:00

土：9:00～17:00

※ 法テラス滋賀 大津市浜大津1-2-22
大津商中日生ビル5F

☎ 050 - 3383 - 5454（代）

相談はコールセンターへ

米原市人事異動 - 10月1日付 -
＜課長補佐級以上・（ ）内は前職＞

【部長級】経済環境部長兼森林整備課長事務扱い（経済環境部長）野一色 義明

【課長級】農業委員会事務局長（森林整備課長）世森 道雄、経済環境部森林整備課主席参事（農業委員会事務局長）布施 重之

【課長補佐級】土木部水道課長補佐（長浜米原東浅井介護認定審査室副参事）的場 市樹、近江自治センター自治振興課長補佐（総務部総務課長補佐）松岡 正明

気になりますね ～食品の表示～

JAS法の改正により、主な原材料の産地表示が義務化される加工食品が増えました。食品表示についての情報・問い合わせは『食品表示110番 ☎ 077 - 522 - 4261』へ！！

※ 近畿農政局 滋賀農政事務所 ☎ 52 - 5890 ☎ 52 - 8212



お知らせ

10月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

- ▶市県民税 第3期
- ▶国民健康保険税 第5期
- ▶保育園保育料 10月分
- ▶介護保険料 第5期
- ▶水道料金 10月分
(7・8月使用量を1/2したもの)
- ▶下水道使用料 10月分
・山東・伊吹・米原地域
(7・8月汚水量を1/2したもの)
・近江地域
(6・7月汚水量を1/2したもの)

口座振替日・納期限 10月31日(火)
市 税務課(近江庁舎)
☎ 52-1556 FAX 52-8730

持ち主をさがしています

米原駅東部土地区画整理事業区域内に所有者不明の家屋があり、所有者をさがしています。所有者、または関係者に心当たりのある方は、区画整理課までご連絡ください。

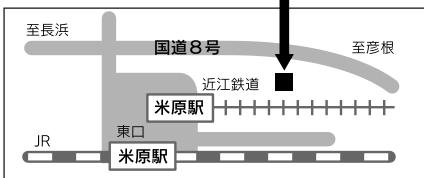
所在地▶米原市米原字南町通500番2
(大葎堀横)

建物▶木造日本瓦葺平家建(約15m²)

市 区画整理課(米原駅東口)

☎ 52-6628 FAX 52-8321

Eメール kukaku@city.maibara.shiga.jp



最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。

滋賀県最低賃金

1時間 662円以上

<平成18年10月1日より適用>

市 滋賀労働局 賃金室

☎ 077-522-6654

又は長浜労働基準監督署

☎ 62-3171



募集

近江母の郷「感謝祭」 フリーマーケット出店者募集

開催日時▶11月23日(木・祝)
10時～15時 雨天決行

会場▶近江母の郷文化センター

「ふれあい広場」

雨天の場合「ふれあいドーム(屋内)」

出店資格▶米原市在住・在勤の方

アマチュアアート出店者

募集数▶45ブース(先着順)

出店料▶1000円/1ブース

・申込用紙に出店料を添えて近江母の郷文化センター(火曜休館)へお申込ください。

申込締切▶11月20日(月)17時まで

定員になり次第受付終了

市・近江母の郷文化センター

☎ 52-5177 FAX 52-5178

米原交通安全市民大会 会場変更のお知らせ

10月28日(土)に開催予定の米原交通安全市民大会は、都合により、会場を下記のとおり変更しました。ご注意ください。

変更前)米原公民館

↓

変更後)伊吹菰草の里文化センター

ジョイホール(春照)

市 交通対策協議会

(市 防災安全課内)

☎ 52-6630 FAX 52-6930

平成19年度 滋賀大学社会人学生募集

募集人員▶教育学部/学校教育教員養成過程・情報教育課程・環境教育課程各若干名

経済学部/<昼間主コース> 若干名

<夜間主コース>・1種 20名

・2種 30名

出願期間▶

教育学部 平成18年11月1日(水)

から11月6日(月)まで(必着)

経済学部

<昼間主コース>

平成18年11月1日(水)から

11月6日(月)まで(必着)

<夜間主コース(1種・2種)>

平成18年11月27日(月)から

12月1日(金)まで(必着)

選抜期日▶

教育学部 平成18年11月18日(土)

経済学部

<昼間主コース>

平成18年11月11日(土)

<夜間主コース(1種・2種)>

平成18年12月16日(土)

市 滋賀大学入試課

☎ 0749-27-1023



講座

平成18年度要約筆記養成講座

聴覚障害者(中途失聴・難聴者)についての理解を深め、コミュニケーションの手段である要約筆記を学ぶ講座です。

開催期間▶

11月18日(土)12時30分～16時

11月25日(土)13時～16時

11月28日(火)12月2日(土)

5日(火)9日(土)12日(火)

いずれも10時～15時

12月23日(土)10時～16時

全9回(内1回は見学実習・日程未定)

会場▶近江地域福祉センター

「やすらぎハウス」

定員▶30人

受講料▶無料(但し教材費1500円自己負担)

募集期間▶11月6日(月)まで

市・米原市社会福祉協議会

☎ 55-2365 FAX 55-2975

甲種防火管理(新規)講習会

日時▶11月9日(木)・10日(金)

両日とも9時30分～16時30分

会場▶長浜市 市民交流センター

(長浜市地福寺町)

テキスト代▶5,000円

定員▶100人(定員になり次第締切)

受付期間▶10月23日(月)～11月2日(木)
土日祝日を除く。

申込方法▶テキスト代と印鑑を持参のうえ申込み

受付場所▶湖北地域消防本部(長浜)または米原消防署

市 湖北地域消防本部予防課

☎ 62-0444 FAX 62-2119

米原消防署

☎ 55-0108 FAX 55-3407

オストメイト/社会適応訓練 講習会・公開医療相談会

日時▶11月12日(日)13時～16時30分

場所▶長浜市 市民交流センター

(長浜市地福寺町)

講師▶・滋賀県立成人病センター

外科医師 松尾隆志氏

・滋賀医科大学付属病院

WOC認定看護師 中川ひろみ氏

参加費▶無料

市(社)日本オストミー協会 滋賀県支部
事務局(橋本)

☎ & FAX 63-4867

男女共同参画県民提案事業 『妻も夫も生き活きと』

～これからの長い人生を共に考えよう～

日時▶11月18日(土)・12月9日(土)

両日とも13時30分～16時

会場▶ハピネスひこね(彦根市馬場町)

定員▶両日ともペア20組(先着順)

市 NPOぽぽハウス

☎ & FAX 0749-27-6701

秋は『功名が辻』!

一豊・千代ドラマツアー 参加者募集中

ツアー名	ツアー内容	実施日	参加料
一豊・千代 秋のミニツアー	博覧会巡回バスで行く 唐国・国友鉄砲の里コース 千代のふるさと探訪コース	10/22、11/12・19 いずれも日曜日	ツアー代金は無料 バス代200円と博物館・資料館入館料のみ実費
一豊・千代 秋の特別ツアー	静岡大教授・大河ドラマ『功名が辻』 時代考証担当 小和田 哲男 氏と行く 一豊・千代ゆかりの北近江	11/6(月)	10,000円
北近江 紅葉バスツアー	A:紅葉の孤蓬庵と遠州流で楽しむお茶コース B:紅葉の鶏足寺と石道寺十一面観音コース	11/18(土)・19(日)・ 23(木)・25(土)・ 26(日) 定員は28人	2,000円

集合時間・コース内容など詳しくは下記へおたずねください。

- 一豊・千代秋のミニツアー...観光情報茶屋『四居家』 ☎ 65-0370
一豊・千代秋の特別ツアー・北近江紅葉バスツアー... ☎・FAX 65-5607

消費生活相談コーナー



米原市と提携しているって本当？ 不審な電話にご注意を！

こんな相談が市民の方から寄せられました。

業者の言葉を鵜呑みにしないようくれぐれもご注意ください。

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

☎ 52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

消費生活 緊急情報

先日、「大手家電メーカーの代理店を名乗る業者から、『このたび米原市と一緒にソーラー発電の普及を図ることになりました。そのモデルとなつてソーラーシステムを設置していただくお宅を探しているのですが...』という電話がかかってきたのですが、信用しても大丈夫ですか」という内容でした。

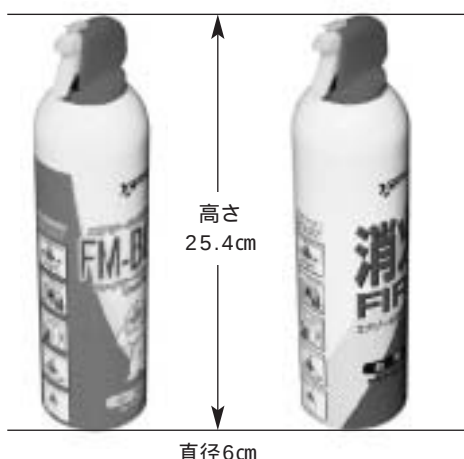
米原市において、そのような事実はなく、米原市の名前を出すことによって相手を信用させ、契約させることが目的ではないかと思われまふ。

数ヶ月前にも、「米原市水道局」を名乗る不審な電話が、市内の何軒かのお宅にかかってきたことがありました。市にはそのような部署はありません。水道のアンケートを取りたいとの内容でしたが、そうした事実もありませんでした。おそらく浄水器等の販売や個人情報収集等が目的ではなかったかと推察されます。

市が特定の業者に委託したり特定の業者と提携したりして、物品の購入を勧誘することは基本的にありません。電話や訪問販売で、「市と提携している...」「市から委託された...」などのセールストークがあった場合には用心してください。

ヘンだと思つたら、まずは市役所に確認してください。

「FMボーイK」「ヤマトボーイKT」
(ファイヤーマンボーイ) (台所用)



【問合せ窓口】ヤマトプロテック株式会社
お客様相談窓口
☎ 0120-801084

エアゾール式簡易消火具で
事故の危険性!!

品質保証期間の過ぎたヤマトプロテック株式会社製のエアゾール式簡易消火具の一部に、缶内面に腐食が起こり、液もれや破裂を起こす危険性があることが判りました。

左記の対象商品を保持している場合には、メーカーに回収を依頼するか、廃棄処分を行ってください。

対象機種...品質保証期間が2005年1月から2006年10月までの商品 品質保証期間(期限)は缶底に表示されています。